

平成25年4月16日
中国四国管区行政評価局
島根行政評価事務所

国の庁舎の利用者の安全及び利便の確保に関する行政評価・監視

【行政評価・監視結果に基づく通知】

中国四国管区行政評価局(局長:佐藤克彦)は、現地的に改善の必要がある行政上の課題について、独自にテーマを設定して調査(行政評価・監視^(注))を行い、改善を図っています(地域計画調査)。

この地域計画調査は、平成25年1月～3月にかけて、島根行政評価事務所(所長:谷口博教)と合同で、広島県内及び島根県内の国の庁舎(抽出)におけるバリアフリー対策の実施状況等について、標記の行政評価・監視を実施したものです。

この調査の結果に基づき、平成25年3月29日、関係行政機関に通知しました。

(注) 「行政評価・監視」は、中国四国管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政運営の全般を対象として、主に合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

なお、調査は、全国的に計画する「全国計画調査」と、出先機関で独自に計画する「地域計画調査」があります。

<本件照会先>

総務省 中国四国管区行政評価局 第一部第1評価監視官室

(担当) 第一部第1評価監視官室

(電話) 082-228-6171 (FAX) 082-228-4471

概 略

調査の背景等

- 国の行政機関が入居する合同庁舎等の官庁施設については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく施設のバリアフリー化や、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく庁舎の耐震化など、庁舎利用者の安全・利便対策が求められているところ
- しかし、身体障害者団体等から視覚障害者誘導用ブロックや障害者用駐車スペース、車いす利用者用トイレが利用しづらいなどのほか、受動喫煙防止対策が不十分などの指摘

調査

通知事項

- 1 庁舎のバリアフリー対策の推進
- 2 受動喫煙防止対策の推進

【通知先：以下の19機関】

中国総合通信局、広島高等検察庁、広島地方検察庁、松江地方検察庁、広島法務局、松江地方法務局、中国財務局、神戸税関福山税関支署、広島国税局、広島労働局、島根労働局、中国四国農政局、近畿中国森林管理局広島森林管理署、同島根森林管理署、中国地方整備局、中国運輸局、大阪管区気象台松江地方気象台、第六管区海上保安本部、第八管区海上保安本部浜田海上保安部

通知

調査の概要

【目的等】

国の行政機関の利用者に対する安全及び利便の向上を図るため、これらの機関が入居する国の庁舎における施設のバリアフリー化、受動喫煙防止対策及び庁舎の耐震化の実態を調査

【実施時期】

平成25年1月～3月

【調査対象庁舎】

42庁舎を抽出(広島県内23庁舎、島根県内19庁舎)

＜広島県内＞広島市内及び福山市内に所在する国の庁舎のうち、利用者が多いとみられる機関が入居する庁舎23庁舎(合同庁舎5、単独庁舎18)

＜島根県内＞松江市内、出雲市内、浜田市内及び益田市内に所在する国の庁舎のうち、利用者が多いとみられる機関が入居する庁舎19庁舎(合同庁舎6、単独庁舎13)

※ 広島県内の庁舎は中国四国管区行政評価局が調査を担当
島根県内の庁舎は島根行政評価事務所が調査を担当

※ 官庁施設の耐震対策については、調査対象42庁舎のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条の特定建築物(昭和56年改正以前の建築基準法の旧基準で建築された3階建て以上かつ延べ床面積1,000㎡以上)に該当する12庁舎(14施設)は全て耐震診断を受診済み。耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた9庁舎(10施設)は、耐震改修実施済みが5庁舎(5施設)、実施予定が4庁舎(4施設)、庁舎の建て替えを計画しているものが1庁舎(1施設)であり、具体的な計画を有していないもの等はみられなかった。

通知事項1 庁舎のバリアフリー対策の推進

【制度の概要等】

- 国の行政機関が入居する合同庁舎等の官庁施設については、バリアフリー法に基づき施設のバリアフリー化が求められているところ
- 庁舎を管理する機関は、当該庁舎(既存の庁舎)について、建築物特定施設^(注1)の修繕・模様替えを行う場合等に、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準^(注2)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努力する義務あり
- 建築物移動等円滑化基準の主な内容は以下のとおり
 - ① 道等から庁舎の案内所又は点字案内板等までの経路のうち、1経路以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(視覚障害者移動等円滑化経路)とすること。
 - ② ㊦道等から利用居室^(注3)まで、㊧利用居室から車いす使用者用トイレまで、㊨車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路について、それぞれ1経路以上を、高齢者、障害者が円滑に利用できる経路(移動等円滑化経路)とすること。
 - ③ このほか、廊下、階段、敷地内通路、駐車場、便所等について、個々に移動等円滑化に関する基準を設定

(注)1 「建築物特定施設」とは、出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場など、バリアフリー法施行令第6条に定められた施設をいう。

2 「移動等円滑化」とは、高齢者、障害者等の移動または施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

3 「利用居室」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室である。



【調査結果】

建築物移動等円滑化基準に合致しない次のような事例あり

ア 視覚障害者移動等円滑化経路が確保されていないもの〔23庁舎25事例(広島:17庁舎19事例、島根:6庁舎6事例)〕

- 経路上には、必要な箇所に視覚障害者誘導用ブロック(点状・線状ブロック等)を敷設する必要があるが、
 - i 経路の全部又は一部に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていないもの〔19事例(広島:13事例、島根:6事例)〕 写真①
 - ii 敷設された視覚障害者誘導用ブロック上又は同ブロックに近接して障害物があるもの〔4事例(広島:4事例)〕 写真②

等

イ 移動等円滑化経路が確保されていないもの〔17庁舎23事例(広島:14庁舎20事例、島根:3庁舎3事例)〕

- ① 経路を構成する出入口(80cm以上)、廊下(120cm以上)、敷地内通路(120cm以上)は、一定以上の幅を確保する必要があるが、出入口、廊下、敷地内通路の幅が確保されていないもの〔8事例(広島:7事例、島根:1事例)〕 写真③
- ② 経路を構成する傾斜路の勾配は12分の1(8.3%)を超えてはならないが、傾斜路が急勾配であるもの〔3事例(広島:2事例、島根:1事例)〕 写真④

等

(次ページへ続く。)

ウ 建築物特定施設が建築物移動等円滑化基準に適合していないもの

(ア) 廊下〔14庁舎14事例(広島:7庁舎7事例、島根:7庁舎7事例)〕

庁舎内の階段又は傾斜路の上端に近接する廊下の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うため、点状ブロック等を敷設する必要があるが、該当する廊下部分に同ブロックが敷設されていないもの……………写真⑤

(イ) 階段〔4庁舎4事例(広島:3庁舎3事例、島根:1庁舎1事例)〕

① 庁舎内の階段には、手すりを設置する必要があるが、これが設置されていないもの〔2事例(広島:1事例、島根:1事例)〕……………写真⑥

② 階段の段を容易に識別できるようにするため、踏面端部に色の明度差等を設ける必要があるが、明度差等がないもの〔2事例(広島:2事例)〕……………写真⑦

(ウ) 便所〔38庁舎54事例(広島:20庁舎33事例、島根:18庁舎21事例)〕

① 庁舎内等の便所のうち、最低一つは、車いす使用者用トイレやオストメイト対応設備^(注)を備えたものにする必要があるが、これらの両方を設置していないもの〔7事例(広島:3事例、島根:4事例)〕、オストメイト対応設備のないもの〔25事例(広島:14事例、島根:11事例)〕

(注) 人工肛門・人口膀胱造設者対応の設備

② 車いす使用者用トイレやオストメイト対応設備を備えたトイレには、その旨を表示する必要があるが、これが行われていないもの〔7事例(広島:3事例、島根:4事例)〕等……………写真⑧

(エ) 敷地内通路〔24庁舎26事例(広島:12庁舎14事例、島根:12庁舎12事例)〕

① 段がある部分には手すりを設け、段を容易に識別できるようにするため、踏面端部に色の明度差等を設ける必要があるが、

i 段に手すり未設置で踏面端部に明度差等がないもの〔14事例(広島:8事例、島根:6事例)〕……………写真⑨

ii 段に手すり未設置のもの〔4事例(島根:4事例)〕

iii 段の踏面端部に明度差等がないもの〔5事例(広島:3事例、島根:2事例)〕

② 傾斜が20分の1(5%)を超える傾斜路には、手すりを設置する必要があるが、これが設置されていないもの〔1事例(広島:1事例)〕等……………写真⑩

(オ) 駐車場〔31庁舎34事例(広島:18庁舎20事例、島根:13庁舎14事例)〕

① 庁舎敷地内等の駐車場のうち、最低1区画は、車いす使用者用駐車施設にする必要があるが、これが設置されていないもの〔6事例(広島:3事例、島根:3事例)〕

② 設置した車いす使用者用駐車施設は、円滑に利用することができるよう、

i 幅を広く取る(350cm以上)必要があるが、この幅が確保されていないもの〔2事例(広島:1事例、島根:1事例)〕……………写真⑪

ii 見やすい位置に、車いす使用者用である旨の標識を設ける必要があるが、これが行われていないもの〔24事例(広島:14事例、島根:10事例)〕等……………写真⑫



【通知事項】

関係行政機関は、庁舎の移動等円滑化を推進する観点から、下部機関を含め、庁舎の円滑化基準適合状況について点検を実施するとともに、円滑化基準に適合しない建築物特定施設については、今後の修繕等の際に所要の措置を講じる必要がある。

通知事項2 受動喫煙防止対策の推進

【制度の概要等】

- 国の行政機関が入居する合同庁舎等の官庁施設については、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策が求められているところ
 - 厚生労働省通知「受動喫煙防止対策について」等において、次の措置を講ずる必要あり
- ① 少なくとも官公庁においては、全面禁煙とすることが望ましい。
 - ② 全面禁煙が極めて困難である場合、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要。また、喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示
 - ③ 「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努める必要



【調査結果】

受動喫煙防止対策が不十分な次のような事例あり

- ア 庁舎内を全面禁煙とし、庁舎外に喫煙コーナーを設けているものの、**庁舎玄関出入口付近に灰皿を置いただけのものであり、庁舎内等の非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置等が講じられていないもの**〔11庁舎(広島:7庁舎、島根:4庁舎)〕…………… 写真⑬
- イ 庁舎内に、喫煙可能区域として喫煙室を設置しているものの、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることを防止するための禁煙区域と喫煙可能区域との**明確な表示が行われていないもの**〔3庁舎(広島:1庁舎、島根:2庁舎)〕…………… 写真⑭



【通知事項】

関係行政機関は、受動喫煙を防止する観点から、下部機関を含め、受動喫煙の防止対策状況について点検を実施するとともに、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止の措置及び喫煙可能区域の表示の徹底を図る必要がある。